

道志村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
21年度	人 1,967	千円 271,964	千円 89,565	千円 381,241	% 14.0	% 18.4

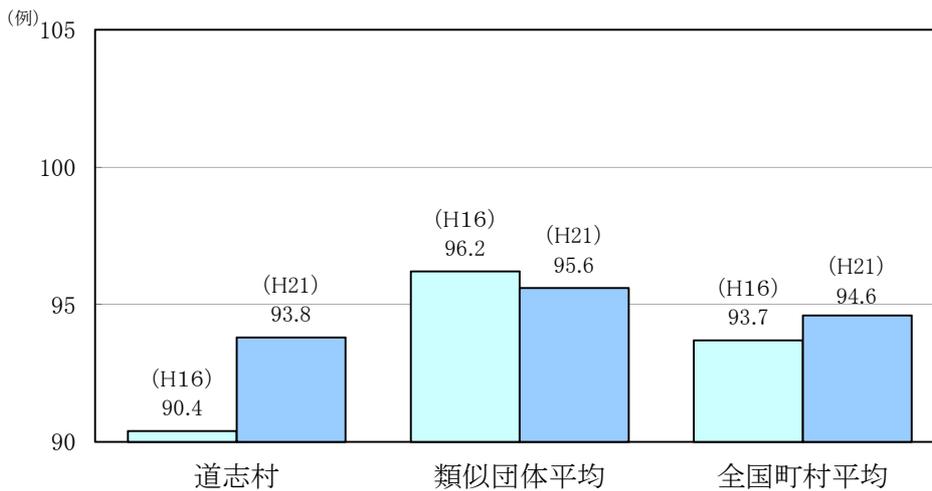
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 34	千円 136,047	千円 31,621	千円 49,969	千円 212,637	千円 6,254

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項
特になし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
道志村	44.2 歳	312,500 円	398,812 円	335,444 円
山梨県	43.3 歳	336,510 円	416,860 円	376,370 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.2 歳	312,425 円	352,195 円	338,469 円

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		道志村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

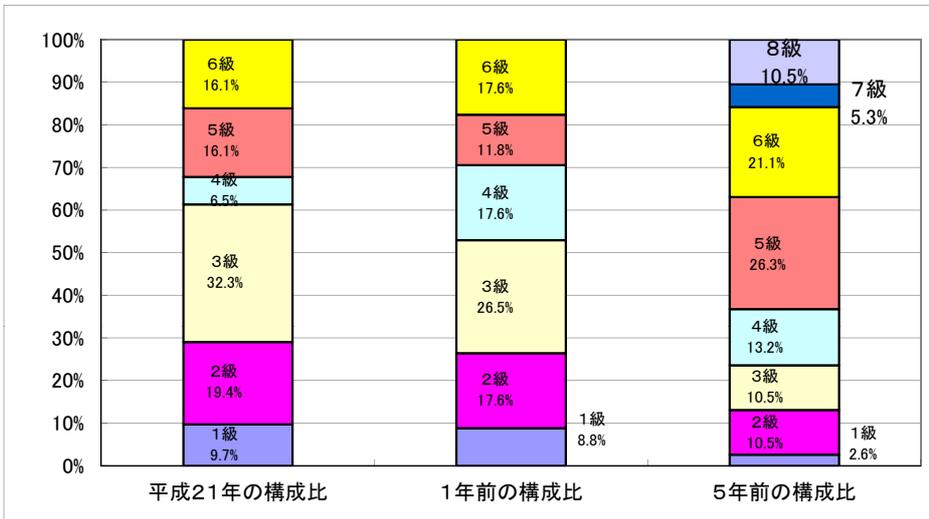
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	286,500 円	271,500 円	— 円
	高校卒	262,000 円	266,100 円	312,400 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	4 人	12.1 %
2 級	主任	7 人	21.2 %
3 級	係長、主査	9 人	27.2 %
4 級	主幹、係長	3 人	9.0 %
5 級	課長補佐、主幹	5 人	15.1 %
6 級	課長、会計管理者、局長	5 人	15.1 %

- (注) 1 道志村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給への勤務成績は反映していない。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

道志村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,398 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,669 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への勤務実績の反映はしていない。

(2) 退職手当（22年4月1日現在）

道志村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%	
(退職時特別昇給)	無し				
1人当たり平均支給額	千円 24,439 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績なし

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)	600 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	600,000 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	100.0 %
手当の種類(手当数)	1

(5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	10,203 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	213 千円
支給実績(20年度決算)	9,246 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	193 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	扶養親族として認定された配偶者、22歳未満の子、60歳以上の父母に支給 ①配偶者13000円 ②配偶者以外の養親族6500円(配偶者がいない場合は1人目11000円) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5000円加算	同		5,525 千円	115,108 円
住居手当	①家賃月額12000円以上を払っている職員家賃に応じて最高27000円まで/月 ②自宅を新築した職員購入後5年間2500円/月	同		324 千円	64,800 円
通勤手当	通勤距離が2km以上の職員に支給 ①通勤距離に応じて2000～24500円/月 ②交通機関を利用する職員運賃相当額を限度内で支給	同		2,365 千円	49,265 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額20775円/月	同		249 千円	20,775 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 4200円/回	同		2,062 千円	42,963 円

5 特別職の報酬等の状況 (22年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	515,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額 635,000 円 / 435,600 円	
	報酬	議長	160,000 円 () 円	310,000 円 / 140,000 円
		副議長	140,000 円 () 円	251,000 円 / 115,000 円
議員		130,000 円 () 円	233,000 円 / 100,000 円	
期末手当	市区町村長	(21年度支給割合) 4.40月分		
	議長	(21年度支給割合)		
	副議長 議員	3.30 月分		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

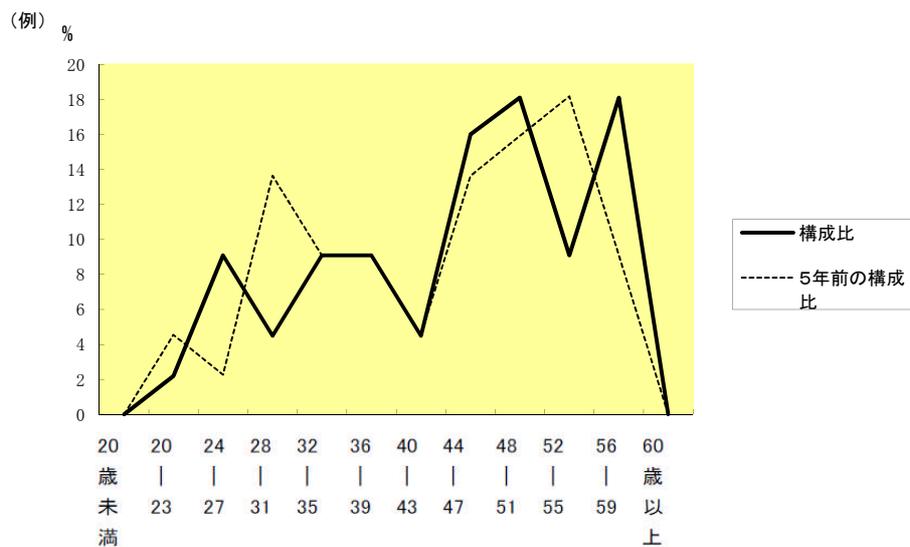
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成21年	平成22年		
普 通 会 計 部 門	議会	1	1	-1	配置換え
	総務	10	9		
	税務	1	1		
	農水	4	5		
	商工	1	1		
	土木	3	3		
	民生衛生	9	9		
	3	3			
	教育部門	4	3		
	小 計	36	35		
公 営 企 業 計	病院	6	6		
	水道	2	2		
	その他	1	1		
	小 計	9	9		
合 計		45	44	-1	
		[58]	[58]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	0	1	4	2	4	4	2	7	8	4	8	0	44

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		52	52	50	48	45	44	6 -11.50%
総合計		52	52	50	48	45	44	6 -11.50%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。